

## 姫路市が発注する建築及び設備工事における週休2日制事務取扱要領

### 1 目的

この要領は、建設業における労働環境の改善や、将来の担い手の育成・確保を図るための取り組みとして、週休2日の定着と働き方改革を推進することを目的に、姫路市が発注する建築工事、電気設備工事並びに機械設備工事の週休2日制を実施するために必要な事項を定めるものとする。

### 2 用語の定義

#### (1) 週休2日

現場稼働中の工期において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

#### (2) 対象期間

現場着手日から現場完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外と認める期間（施設運営上のやむを得ない事情や緊急対応等によるもの）は含まない。

#### (3) 現場着手日

現場施工に着手した日（現場に継続的に常駐した最初の日）をいう。その前の期間は準備期間とみなし、対象期間に含めない。

#### (4) 現場完成日

工事目的物の施工に係る現場作業が完了した日をいう。ただし、現場完成日が工期末の20日前を超える場合は、20日前を現場完成日とみなし、以降は後片付け期間とし、対象期間に含めない。

#### (5) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して工事に係る作業を一切実施しない状態をいう。

#### (6) 現場休息

分離発注工事の場合に各発注工事単位で、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して工事に係る作業を一切実施しない状態をいう。

#### (7) 週休2日以上の日

① 完全週休2日（土日）以上とは、対象期間内の全ての週（原則として、土曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ。）ごとに現場閉所（現場休息）日数が2日以上の水準に達する状態をいう。ただし、対象期間の日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っていれば、達成しているとみなす。

② 月単位の4週8休以上とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「週休2日制の達成率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

③ 通期の4週8休以上とは、対象期間内の週休2日制の達成率が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、週休2日制の達成率の算出において、週休2日には現場閉所日数に加えて現場休息日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所（現場休息）日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所

(現場休息)日数に含めるものとする。

### 3 週休2日制

#### 1) 対象工事

原則として、姫路市が入札で発注する建築工事、電気設備工事並びに機械設備工事を対象とする。

#### <対象外工事>

- ①単価契約による工事、災害に伴う緊急対応工事及び応急工事
- ②現地作業が1週間に満たない工事
- ③社会的な要請により早期の完了が望まれる工事（早期復旧、緊急補修等）
- ④現場条件上、時間的な制約のある工事（対外的な条件による施工期間の制約）
- ⑤その他、正当な理由により週休2日制に適さないと発注者が判断する工事

#### 2) 発注方法

次の2とおりの方式のうち、受注者希望型を原則とする。

##### (1) 受注者希望型

受注者が、週休2日の確保に取り組むか否かを選択する発注方式

##### (2) 発注者指定型

発注者が、週休2日の確保に取り組むことを指定する発注方式

※ 一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、すべての工事について同一の方式を選択する。

#### 3) 実施方法

- (1) 発注者は、入札公告時に、週休2日制の対象であることを特記仕様書に明記する。
- (2) 受注者は、工事着手届提出時に「週休2日届出書（様式1）」により週休2日を実施するか否かを監督員に届け出るものとする。
- (3) 受注者は、対象期間において週休2日を反映させた総合施工計画書を現場着手前に監督員に提出する。なお、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は完全週休2日（土日）の現場閉所（現場休息）が達成できるよう努めるものとする。
- (4) 受注者は、月末までに翌月の現場閉所（現場休息）日を記載した「休日取得計画書（様式2）」を監督員に提出し、監督員は定期的に対象期間内に現場閉所（現場休息）の実施状況を確認する。
- (5) 受注者は、毎月、作業月の5日後をめぐり先月の「週休2日履行報告書（様式3）」及び「休日取得実績報告書（様式3-1）」により監督員に報告し、監督員は両報告書により週休2日の実施状況を確認する。
- (6) 受注者は、現場閉所（現場休息）予定日に作業を行った場合は、現場閉所（現場休息）日を予定日以外の日に振り替えることができる。
- (7) 受注者は、現場閉所（現場休息）日の振替を行う場合、事前に振替日を記載した書面により監督員に通知する。現場閉所（現場休息）は、週休2日を基本とし、振替日は完全週休2日（土日）にあっては同一

週内、その他の週休2日にあつては作業日のあとの4週間以内の期間で設定することを原則とする。

- (8) 受注者は下請企業に対し、週休2日制の取組みにあたり、必要な事項について協力を求める。
- (9) 受注者の作業員や下請け企業が現場閉所(現場休息)日に他の現場に従事することを制限しない。
- (10) 現場代理人等(監理技術者、主任技術者、監理技術者補佐)が現場閉所(現場休息)日に書類作成等の内業を行うこと、他の現場に従事することを制限しない。但し、専任の者である場合、他の現場に従事しないこと。
- (11) 監督員は適切な工期設定を行うとともに、受注者の工程管理に支障をきたさないように、ワンデーレスポンスに努める。
- (12) 監督員は、緊急時等やむを得ない場合を除き、計画された休日に作業が発生するような指示を行わないものとする。
- (13) 監督員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、「実施工程表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場閉所(現場休息)日となる場合の体制について必要な調整を行う。

#### 4) 工事成績評定

週休2日制の達成率に応じて工事成績を評価する。

(考査項目別運用表の「主任監督員及び総括監督員の工程管理」にて評価)

《週休2日制の達成率の算定方法》(完全週休2日(土日)を除く)

現場閉所(現場休息)日数を対象期間中の全日数で除し、少数点以下第2位を四捨五入する。

#### 5) 労務費及び現場管理費の補正

##### (1) 受注者希望型

当初予定価格に労務費及び現場管理費の補正は行わない。現場閉所(現場休息)の達成状況を確認後、週休2日以上(土日)の休日を達成している場合、現場閉所(現場休息)の達成状況に応じて請負代金のうち補正分を増額変更する。

労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材単価)の労務費)及び現場管理費の補正については、別表1(労務費及び現場管理費の補正率)、別表2-A(建築工事の補正率)、別表2-E(電気設備工事の補正率)、別表2-M(機械設備工事の補正率)を参照して計上を行うものとする。

##### (2) 発注者指定型

当初予定価格に完全週休2日(土日)以上を達成した場合の労務費及び現場管理費の補正率を乗じるものとする。なお、現場閉所(現場休息)の達成状況を確認後、完全週休2日(土日)に満たないものは、請負代金額のうち補正分を現場閉所(現場休息)の達成状況に応じて減額変更する。

労務費及び現場管理費の補正については、別表1(労務費及び現場管理費の補正率)、別表2-A(建築工事の補正率)、別表2-E(電気設備工事の補正率)、別表2-M(機械設備工事の補正率)を参照して計上を行うものとする。

6) 週休2日制の取組みの現場掲示

受注者は、週休2日制実施工事である旨を工事現場の仮囲い等の外部からよく見える場所に掲示するものとする。

※ 記載例（参考様式）

この工事は、  
週休2日対象工事です  
建設産業の労働条件を改善するため、  
週休2日確保に取り組んでいます。

※ サイズ A3以上

※ 上記は記載例であり、文面を指定するものではない。

附則

この要領は、令和8年4月1日以降に契約する工事から適用する。

姫路市が発注する建築及び設備工事における週休2日制事務取扱要領における労務費及び現場管理費の補正方法

## 1 労務費及び現場管理費の補正方法

下記の状況に応じた補正率（別表1）により労務費（工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）及び現場管理費を補正する。

月単位の4週8休と通期の4週8休については、監督員は次の算出式により週休2日制の達成率を算出し、週休2日工事の達成状況を確認する。

$$\text{週休2日制の達成率 (\%)} = \text{現場閉所 (現場休息) 日数 (日)} \div \text{対象期間中の全日数 (対象外期間を除く) (日)} \times 100$$

別表1（労務費及び現場管理費の補正率）

週休2日工事の区分	週休2日制の達成率	補正率	
		労務費	現場管理費
完全週休2日促進工事	全ての週で週休2日以上	1.02	1.01
月単位の週休2日促進工事	全ての月で4週8休以上 ※1	1.02	なし
通期の週休2日促進工事	4週8休以上 ※1	なし	なし

※1 週休2日制の達成率：28.5% (8日/28日)以上

## 2 単価の補正方法

工事費の積算に用いる単価の補正方法は下記による。

### (1) 複合単価

複合単価の労務単価は、公共工事設計労務単価に別表1の労務費の補正率を乗じて補正する。（交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する）なお、執務並行改修の場合の単価補正も別途行う。

### (2) 市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格

次に掲げる別表2-A（建築工事の補正率）、別表2-E（電気設備工事の補正率）、別表2-M（機械設備工事の補正率）の補正率を用いた以下の式により補正する。

#### 【新営工事の場合】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率
- ・物価資料の掲載価格 × 新営補正率

#### 【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率
- ・物価資料の掲載価格 × 新営補正率

#### 【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

- ・市場単価 × 改修補正率

- ・補正市場単価 × 改修補正率
- ・物価資料の掲載価格 × 改修補正率

別表2-A (建築工事の補正率)

工 種	摘 要※	月単位の週休2日促進工事 完全週休2日促進工事	
		新営補正率	改修補正率
仮設工事	物価資料	1.01	1.01
土工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.01	1.01
鉄筋工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
コンクリート工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
型枠工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.02	1.02
既製コンクリート	物価資料	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.01	1.08
防水工事 (シーリング)	市場単価	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.01	1.01
屋根及びびとい	物価資料	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上)	市場単価	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.01	1.01
建具 (ガラス)	市場単価	1.01	1.10
建具 (シーリング)	市場単価	1.02	1.16
建具	物価資料	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.01	1.13
内外装工事 (ビニル系床材)	市場単価	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事 (ビニル系床材)	物価資料	1.01	1.01

仕上げユニット	物価資料	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.01	1.01
舗装工事	物価資料	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

別表 2-E (電気設備工事の補正率)

工 種	摘 要	月単位の週休 2 日促進工事 完全週休 2 日促進工事	
		新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2 種金属線び及び同ボックス	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.01	1.15
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.01	1.18
	プルボックス	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理ケーブルラック用 (壁・床)	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.05
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.01	1.17
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、接地極埋設票(金属製)	1.01	1.01

別表 2-M 機械設備工事の補正率

工 種	摘 要	月単位の週休 2 日促進工事 完全週休 2 日促進工事	
		新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンパー類	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 ダンパー等の取付手間のみ	1.02	1.22
衛生器具設備 (ユニットを除く)	取付手間のみ	1.02	1.22